

# 平成29年度 商店街課題解決プランコンテスト 公募要領

〔※ 本公募は、大阪府議会での平成29年度予算の成立を前提とするものです。  
このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。〕

## 1 事業趣旨

商店街は、地域住民の買い物の場を提供するだけでなく、地域コミュニティの担い手としての役割など、重要な機能を有していますが、近年、空き店舗の増加をはじめ、いろいろな課題も見られるところです。この事業は、商店街の課題解決につながり、他の商店街の活性化の参考となるような先導的な事業のプラン（以下、「課題解決プラン」という。）を公募し、公開のコンテスト形式で選ばれた優れた課題解決プランを実際に商店街で実施していただくことで、商店街を元気にするとともに、その成果を広く他の商店街に波及させることを目的としています。

## 2 募集事業（商店街の課題解決プラン）

（1）以下に掲げるテーマの中から1つ選び、商店街活性化のモデルとなる課題解決プランをご提案ください。なお、提案は1応募者あたり1件とします。

〔テーマ〕

- 1 新規出店の促進や空き店舗の有効活用
- 2 地域コミュニティの担い手としての機能強化
- 3 集客力の向上

上記により、商店街の活性化につなげる事業プラン

＜提案例＞

テーマ1

- ・空き店舗の新しい活用策により、商店街に賑わいをもたらす仕組みづくり
- ・住民ニーズに合致した店舗の出店を契機に、他店舗との連携を深め、賑わいをつくる仕組みづくり

テーマ2

- ・シニア世代が活躍できる場を提供することで、コミュニティ機能強化につなげる仕組みづくり
- ・多世代交流の場を提供することで、コミュニティ機能強化につなげる仕組みづくり

テーマ3

- ・地域ブランド等を活用した商品開発を行うことで、集客力の向上につなげる仕組みづくり
- ・観光客向けのコンテンツを提供することで、多様な顧客獲得につなげる仕組みづくり

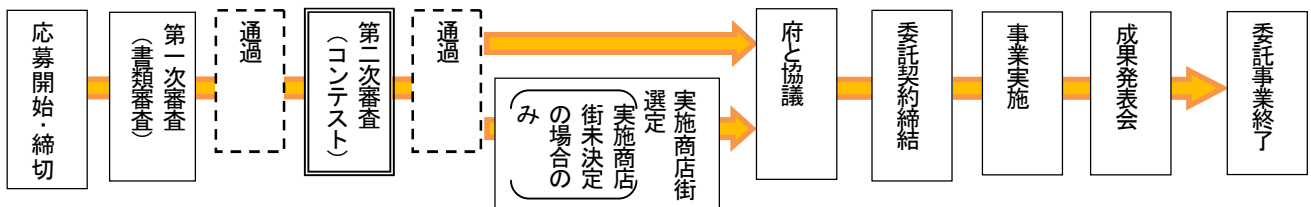
（※提案例の事業を優先して採択を行うものではありません。）

（2）課題解決プランの内容は、次のいずれにも該当するものとしてください。

- ア 一過性にとどまらない集客向上等の効果が期待できる取組みであること
- イ 実施商店街以外の多くの商店街で取組み可能な汎用性の高い事業であること

## 3 スケジュール（予定）

平成29年3月1日（水）	応募受付開始
3月22日（水）	質問受付締切り
5月10日（水）	応募受付締切り
5月中旬	第一次審査（書類審査）結果公表
6月上旬	第二次審査（コンテスト）開催・優秀プランの決定
6月中旬	業務委託契約説明会
7月上旬	契約締結（実施商店街決定後）及び事業開始
平成30年3月中旬	成果発表会開催



## 4 応募対象者

NPO法人、公益法人、商店街振興の実績を有する各種企業、団体等（複数の者による共同企業体を含む。）で、府と委託契約を締結し、課題解決プランの実証事業を遂行できる能力を有していること。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体、暴力団や暴力団員の統制下にある団体、それらに類すると府が半断した団体等の参加は認めません。

なお、必ずしも応募時点で事業を実施する商店街が決まっていなくても構いません（下記8（1）イ参照）が、事業を実施する商店街が決まっている場合は、事前に商店街の合意を得ておいてください。

## 5 応募方法

### (1) 応募書類の受付

#### ア 受付期間

平成29年3月1日（水）から5月10日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。（正午から午後1時を除く。）【最終日は正午まで】

#### イ 提出書類

- ・企画提案申込書（様式2-a：正本1部、コピー6部）
- ・企画提案書（様式2-b：正本1部、コピー6部）
- ・その他添付資料（7部）

#### ウ 提出場所

大阪府商工労働部中小企業支援室  
 商業・サービス産業課 商業振興グループ  
 郵便番号：559-8555  
 住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16  
 大阪府咲洲庁舎 25階

#### エ 提出方法

郵送等又は持参（必着）



### (2) 応募上の注意

ア 提出された企画提案申込書一式は返却しません。

イ 企画提案申込書一式については、代表者住所や名簿等の個人情報を除いて、第二次審査（コンテスト）の外部採点者に配布します。

ウ 企画提案申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

エ 応募書類は、正本、コピーそれぞれA4紙ファイルに綴り、表紙及び背表紙に提案事業タイトルと提案団体名を記載して提出してください。

オ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

### (3) 応募書類の配布方法

上記（1）の（ウ）の提出場所で配布するほか、府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shogyosen/shogyoshinko/contest29.html>

からダウンロードできます。（郵送等による配布は行いません。）

## 6 質問の受付

本事業に関する質問は、平成29年3月22日（水）午後5時まで、電子メール（メールアドレス：[shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp)）にて受け付けます。

回答は随時、府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/shogyoshinko/contest29.html> に掲載します。

ア 「件名」に「【質問：商店街課題解決プランコンテスト】」と明記してください。

イ 電話、FAXでのお問い合わせは受け付けませんので、ご注意ください。

## 7 選考方法

### (1) 第一次審査（書類審査）

企画提案書の内容に基づき、府が8件程度を選考します（必要に応じてヒアリング等を行います。）。  
選考結果については、5月中旬に府ホームページに掲載するとともに、応募者あてに通知します。

### (2) 第二次審査（コンテスト）

第一次審査を通過した課題解決プランについては、応募者に公開の場でプレゼンテーション（事業説明）をしていただき、外部採点者による採点結果等を基に、府が施策効果などを総合的に判断し、優秀プランを決定（5件程度）します。

とき 6月上旬 午後1時から午後5時まで（予定）

ところ 大阪市内（調整中）

選考結果については、6月中旬に府ホームページに掲載します。

### (3) 留意事項

ア 第二次審査（コンテスト）での公開プレゼンテーションでは、パワーポイント等（紙媒体の場合はPDFファイルに変換）を活用して発表していただきます。

イ 優秀プランの決定件数は、テーマごとに定めている訳ではありませんので、例えば、すべてがテーマ1にかかる課題解決プランとなることもあり得ます。また、上記（2）にも記載があるとおり、採点結果等を基に、府が総合的に判断しますので、決定件数が予定に満たない場合もあり得ます。

ウ 実施商店街が重複しないように優秀プランの採択を行います。

エ 審査前にコンテストの外部採点者と本事業についての連絡を取った者及び第二次審査（コンテスト）を欠席した者の課題解決プランは選考の対象から除外します。また、コンテスト後に外部採点者と事前に本事業についての連絡を取っていたことが判明した場合、その者にかかる決定を取り消します。

### (4) 採点項目

採点項目	採点のポイント
①効果	提案内容が新規性、創意工夫のあるものとなっているか 商店街の魅力や賑わいの向上が見込まれるか
②実現性	具体的な目標設定のもと、効果的な実施が見込める内容となっているか 事業進捗の手順や方法等の計画、資金計画が適切になされているか
③汎用性	他の商店街の参考となる汎用性のある内容となっているか
④継続性	実施商店街において実施する事業が短期的なものなど、一時的な賑わい創出ではなく、継続性の高い内容となっているか
⑤実施体制	委託先として事業を完遂できる能力を有しているか 提案者（及び商店街）の意欲があるか

## 8 優秀プラン決定後から事業実施までの流れ

### (1) 決定後

- ア 優秀プランとして決定された課題解決プランについては、その有効性等を実証するため、府から優秀プランの提案者への委託により、実際に事業を実施していただきます。そのため、コンテスト後すみやかに、優秀プランの提案者と府との間で、委託契約締結に向け詳細について協議します。ここで府との協議が成立しないときは、委託契約を締結しないことがあります。また、協議に当たり、事業の内容・金額について変更が生じる場合があります。
- イ 実施商店街が決まっていない場合、府が、事業実施を希望する商店街を募集します。この場合、事業実施を希望する商店街がなかったとき、あるいは事業実施を希望する商店街との協議が成立しなかったときは、委託契約を締結いたしません。
- ウ 平成28年度に本事業を実施した商店街及び、平成29年度中に地域連携型商機能強化モデル創出事業を実施する商店街では、本事業を実施することはできません。

### (2) 契約の締結と対象経費

- ア 大阪府財務規則等に基づき、契約締結に必要な書類の提出と、契約保証金（契約金額の100分の5以上の金額。納付が免除される場合を除く。）を納付していただいた上で、平成30年3月末までの業務委託契約を締結し、事業を実施していただきます。
- イ 委託料は270万円（消費税免税事業者の場合は250万円）を上限とし、原則として、事業終了後に支払います。
- ウ 事業の実施にかかる経費のうち、次の経費は委託料の対象外とします。
- (ア) 受託者の経常的な管理運営費
  - (イ) 他の目的に転用できる備品の購入費
  - (ウ) 土地又は建物の財産的価値に影響を及ぼす工事のための経費
  - (エ) 新たに各種プログラムやシステム等を開発するための経費
  - (オ) その他、公費で賄うのに相応しくないと認められる経費
- エ 委託料の対象とする経費は、原則として、領収証や通帳等で実費の支出が証明できる経費に限ります。
- オ 事業実施に必要な物品・機器等について自社調達などを行う場合、原価のみを対象とし、受託者の利益等相当分を含めることは認めません。

### (3) 事業実施時の留意事項

- ア 事業の進捗状況等については、適宜、府へ報告をお願いします。
- イ 事業は、府への報告書の作成・提出までの期間を考慮し、原則として、平成30年2月末日までに終えるようにしてください。

### (4) 課題解決プランの事業終了後

- ア 平成30年3月中旬に成果発表会の開催を予定しています。  
受託者は、本事業の実施内容、成果等について、発表会に出席の上、発表していただくことになります。また、次年度以降に開催予定の成果波及報告会においても、事業終了後の進捗状況や成果等について報告していただく予定です。
- イ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。事業報告書は商店街マニュアルとしての活用を予定していますので、課題解決プランの実施内容、成果、他の商店街で実施する場合の留意点、課題対応のとりまとめ等、分かりやすく、かつ詳細な内容にしてください。  
**事業報告書：冊子（A4判）及び電子データ（CD-R） それぞれ1部**
- ウ 上記アの発表会等以外にも、府が実施する各種研究会・勉強会へのご協力をお願いすることがあります。

## 9 問い合わせ先

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業・サービス産業課 商業振興グループ  
住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階  
電 話：06-6210-9496